

API 連携サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>この規定は、お客様が電子決済等代行業者の提供する外部サービスを通じて利用することができる大和証券株式会社(以下「当社」といいます。)のAPI連携サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り決め(以下「本規定」といいます。)です。</p>	<p>第1条（規定の趣旨）</p> <p>この規定は、お客様が電子決済等代行業者(以下「外部サービス会社」といいます。)の提供する外部サービスを通じて利用することができる大和証券株式会社(以下「当社」といいます。)のAPI連携サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り決め(以下「本規定」といいます。)です。</p>
<p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>1. 本サービスは、<u>当社のオンライントレード</u>をご利用されているお客様が、当社サービスの一部機能について、外部サービス会社が提供するサービスと連携させることを可能とするサービスのことをいいます。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p>	<p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>1. 本サービスは、<u>当社とお客様との契約に基づき、当社が提供するインターネットを介したサービス</u> (以下「当社サービス」といいます。)をご利用されているお客様が、当社サービスの一部機能について、外部サービス会社が提供するサービスと 連携させることを可能とするサービスのことをいいます。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p>
<p>第3条（本サービスの利用）</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 前項の利用登録完了後は、外部サービス会社経由で連携されたトークンをもって本人確認を行うこととし、当社はその本人確認をもって、口座情報等本サービスの利用で使用されるお客様の情報(以下「お客様情報」といいます。)を本サービスの対象機能の利用にあたり必要な範囲で外部サービス会社と連携することについて、お客様の指示があったものとみなします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. (省 略)</p> <p>5. (省 略)</p> <p>6. 本サービスの利用に伴い、以下の各号に該当する事象が発生した場合に、お客様に損害が生じたり、お客様保護上のリスクが生じるおそれがあります。お客様は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、本サービスを利用するものとします。</p> <p>(1) トークンや外部サービス認証情報が流出、漏洩し若しくは偽造され、外部サービス会社若しくは当社のシステムが不正にアクセスされ、又は外部サービス会社のシステム障害等により、お客様情報の流出等が生じる。</p>	<p>第3条（本サービスの利用）</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 前項の利用登録完了後は、外部サービス会社経由で連携されたトークンをもって本人確認を行うこととし、当社はその本人確認をもって、口座情報等本サービスの利用で使用されるお客様の情報(以下「お客様情報」といいます。)をサービス対象機能の利用にあたり必要な範囲で外部サービス会社と連携することについて、お客様の指示があったものとみなします。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. (省 略)</p> <p>5. (省 略)</p> <p>6. 本サービスの利用に伴い、以下の各号に該当する事象が発生した場合に、お客様に損害が生じたり、お客様保護上のリスクが生じるおそれがあります。お客様は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、本サービスを利用するものとします。</p> <p>(1) トークンや外部サービス認証情報が流出、漏洩し若しくは偽造され、外部サービス会社若しくは当社のシステムが不正にアクセスされ、又は外部サービス会社のシステム障害等により、お客様情報の流出等が生じたとき。</p>

現行	改正
<p>(2) 外部サービス会社の責めに帰すべき事由(内部役職員の不正行為、システム管理の不備、お客様保護態勢の不備等を含みますが、これらに限りません。)により、外部サービス会社のサービス機能停止やお客様情報の流出等が生じる。</p> <p>第11条(規定の変更) 本規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>附則 この取扱規定は、<u>2021年12月19日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(2) 外部サービス会社の責めに帰すべき事由(内部役職員の不正行為、システム管理の不備、お客様保護態勢の不備等を含みますが、これらに限りません。)により、外部サービス会社のサービス機能停止やお客様情報の流出等が生じたとき。</p> <p>第11条(規定の変更) 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</p> <p>附則 この取扱規定は、<u>2022年9月28日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>